国際室規程（会規第四十三号）中一部改正公告

国際室規程（会規第四十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月七日

日本弁護士連合会

国際室規程（会規第四十三号）中一部改正

国際室規程（会規第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項を次のように改める。

4　嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

第二条に次の一項を加える。

5　参与及び幹事の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

附　則

1　第二条第四項及び第五項（新設）の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　第二条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月七日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第十九条第三項中「要しない」を「免除することができる」に改める。

第二十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の弁護士名簿の登録換えを請求する場合において、当該登録換えの請求に伴い第十八条第一項第一号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、この限りでない。

2　本会は、前項の登録料について、別に会規で定めるところに従い、その納付を免除し、又は猶予することができる。

第二十三条第三項及び第四項を削る。

附　則

第十八条第二項及び第十九条第三項の改正規定、第二十一条第一項にただし書を加える改正規定、第二十三条第二項の改正規定並びに同条第三項及び第四項を削る改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程制定公告

弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程を左の通り制定したので公告する。

平成二十四年十二月七日

日本弁護士連合会

弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程

（平成二十四年十二月七日会規第九十六号）

（目的）

第一条　この規程は、会則第二十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の登録料の納付の免除又は猶予に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害による登録事項の変更の場合の免除）

第二条　本会は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により事務所又は住居に甚大な被害を受けた弁護士から会則第十八条第一項第三号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

（弁護士任官者の退官後の登録の場合の免除）

第三条　本会は、弁護士が裁判官に任官し、退官後、弁護士名簿に登録を請求するときは、会則第二十三条第一項第一号に規定する登録料の納付を免除することができる。

（弁護士職務経験法による登録等の場合の免除等）

第四条　本会は、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第四条第一項の規定により弁護士名簿の登録を受けようとする者に対しては会則第二十三条第一項第一号に規定する登録料の納付を、同法第七条第四項又は第五項の規定により弁護士名簿の登録取消しを請求する者に対しては会則第二十三条第一項第四号に規定する登録料の納付を、それぞれ免除し、又は猶予することができる。

（住居表示の変更等による登録事項の変更の場合の免除）

第五条　本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があった場合において、これに伴い会則第十八条第一項第一号の本籍又は同項第三号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

2　本会は、建物の名称が変更される場合その他事務所又は住居の物理的な変更を伴わず、かつ、当該弁護士の意思に基づかず、事務所又は住居の所在地の表示に変更があった場合において、これに伴い会則第十八条第一項第三号に掲げる事項について登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

3　本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定による改製により、当該弁護士の意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があった場合において、これに伴い会則第十八条第一項第一号の氏名について登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

（弁護士登録後三か月以内の登録事項の変更の場合の免除）

第六条　本会は、司法修習生の修習を終えた後一年を経過する前に弁護士名簿に登録を請求し、初めて弁護士登録をした者から、弁護士登録の後三か月を経過する前に、会則第十八条第一項第二号の職務上の氏名を使用する場合又は同項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があった場合において登録事項の変更の届出がなされたときは、会則第二十三条第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

（登録換えの請求に伴い職務上の氏名を使用等する場合の免除）

第七条　本会は、弁護士名簿の登録換えの請求がなされた場合において、これに伴い会則第十八条第一項第二号の職務上の氏名を使用するとき、又は同号に掲げる事項について変更があったときは、会則第二十三条第一項第三号に規定する登録料の納付を免除することができる。

附　則

この規程は、平成二十五年一月一日から施行する。

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正公告

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月七日

日本弁護士連合会

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の外国法事務弁護士名簿の登録換えを請求する場合において、当該登録換えの請求に伴い第十条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、この限りでない。